

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）					
地区名	主要地方道 東三河環状線					
事業箇所	豊川市中豊川栄町地内					
事業のあらまし	<p>本路線は鉄道駅と豊川稲荷を結ぶ路線であり、参拝客による歩行者が非常に多く、車いすを利用する高齢者も多くみられる。しかし、歩道部に段差があり、車いすの移動が難しく、バリアフリー化重点地区に位置付けられているものの、視覚障害者誘導ブロックが設置されていない箇所もある。</p> <p>このため、段差解消及び視覚障害者誘導ブロック設置を行い、移動円滑化を図るものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 移動円滑化</p> <p>【副次目標】 —</p>					
事業費	事業費		内訳			
	0.05億円	□工事費	0.05億円、□用補費	0.00億円、□その他	0.00億円	
事業期間	採択年度	平成23年度	着工年度	平成23年度	完成年度	平成23年度
事業内容	バリアフリー工 L=315m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】 段差解消及び視覚障害者誘導ブロック設置により、移動円滑化が図られた。</p> <p>【達成状況に対する評価】 段差解消及び視覚障害者誘導ブロック設置を行い、移動円滑化が図られたことにより、当初の目的が達成された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】 なし</p> <p>【達成状況に対する評価】 なし</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	主要目標が達成でき、今後の事後評価は必要ない。					
改善措置の必要性	上記のとおり、初期の事業目的を達成しているため、改善措置は必要ない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工プロセスにより施工しているため、同種事業に反映すべき事項は特になし。					